

1 圧縮機に係る騒音・振動関係の法改正

(1) 振動関係

改正前	改正後（施行：令和4年12月1日）							
<p>振動規制法（昭和51年法律第64号） （定義）</p> <p>第2条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。</p> <p>2～ （略）</p> <p>振動規制法施行令（昭和51年政令第280号） （特定施設）</p> <p>第1条 振動規制法（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。</p> <p>別表第1（第1条、第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="168 657 1102 790"> <tr><td>一 （略）</td></tr> <tr><td>二 圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）</td></tr> <tr><td>三～ （略）</td></tr> </table>	一 （略）	二 圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）	三～ （略）	<p>振動規制法（昭和51年法律第64号） （定義）</p> <p>第2条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。</p> <p>2～ （略）</p> <p>振動規制法施行令（昭和51年政令第280号） （特定施設）</p> <p>第1条 振動規制法（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。</p> <p>別表第1（第1条、第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1137 657 2072 790"> <tr><td>一 （略）</td></tr> <tr><td>二 圧縮機（<u>一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、</u>原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）</td></tr> <tr><td>三～ （略）</td></tr> </table> <p><u>一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示（令和4年環境省告示第52号）</u> （定義）</p> <p>第1条 この告示において「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める振動加速度レベル（計量単位令（平成4年政令第357号）別表第2第7号の感覚補正に係るものに限る。）の計量単位をいう。 （一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機）</p> <p>第2条 振動規制法施行令別表第1第2号に規定する一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機は、低振動型圧縮機（工場及び事業場における通常の運転状態において、当該圧縮機から5メートル離れた振動が60デシベルを超えないものとみなされる圧縮機として別表に掲げるものをいう。）であつて、低振動型圧縮機の指定に関する規定（令和4年環境省告示第53号）第3条第2項に規定する型式指定を受けたものとする。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1137 1316 2072 1353"> <tr><td>圧縮方式がスクリー式である圧縮機</td></tr> </table>	一 （略）	二 圧縮機（ <u>一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、</u> 原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）	三～ （略）	圧縮方式がスクリー式である圧縮機
一 （略）								
二 圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）								
三～ （略）								
一 （略）								
二 圧縮機（ <u>一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、</u> 原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）								
三～ （略）								
圧縮方式がスクリー式である圧縮機								

(2) 騒音関係

改正前	改正後（施行：令和4年12月1日）						
<p>騒音規制法（昭和43年法律第98号） （定義）</p> <p>第2条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。</p> <p>2～ （略）</p> <p>騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号） （特定施設）</p> <p>第1条 騒音規制法（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。</p> <p>別表第1（第1条、第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="168 643 1102 805"><tr><td>一 （略）</td></tr><tr><td>二 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）</td></tr><tr><td>三～ （略）</td></tr></table>	一 （略）	二 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）	三～ （略）	<p>騒音規制法（昭和43年法律第98号） （定義）</p> <p>第2条 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であつて政令で定めるものをいう。</p> <p>2～ （略）</p> <p>騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号） （特定施設）</p> <p>第1条 騒音規制法（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。</p> <p>別表第1（第1条、第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1140 643 2072 805"><tr><td>一 （略）</td></tr><tr><td>二 空気圧縮機及び送風機（<u>一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き</u>、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）</td></tr><tr><td>三～ （略）</td></tr></table> <p>※ 環境大臣指定告示なし</p>	一 （略）	二 空気圧縮機及び送風機（ <u>一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き</u> 、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）	三～ （略）
一 （略）							
二 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）							
三～ （略）							
一 （略）							
二 空気圧縮機及び送風機（ <u>一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き</u> 、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）							
三～ （略）							

2 圧縮機に係る県条例改正

改正前	改正後（施行：令和4年12月1日）
<p>県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号） （規制基準）</p> <p>第6条 規制基準は、ばい煙発生施設において発生するばい煙、排水（污水排出施設を設置する工場等から公共用水域に排出される水をいう。以下同じ。）の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）及び騒音発生施設（工場等に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設で規則で定めるものをいう。以下同じ。）又は振動発生施設（工場等に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設で規則で定めるものをいう。以下同じ。）を設置する工場等において発生する騒音又は振動について、規則で定める。</p> <p>2～（略）</p> <p>県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年愛知県規則第87号） （騒音発生施設）</p> <p>第7条 条例第6条第1項の著しい騒音を発生する施設で規則で定めるものは、別表第4に掲げる施設とする。ただし、次に掲げる施設を除く。</p> <p>一 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された地域内において工場等に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置されている同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されるもの</p> <p>別表第4 騒音発生施設（第7条関係）</p> <p>一（略）</p> <p>二 空気圧縮機及び冷凍機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>三～（略）</p> <p>（振動発生施設）</p> <p>第8条 条例第6条第1項の著しい振動を発生する施設で規則で定めるものは、別表第5に掲げる施設とする。ただし、次に掲げる施設を除く。</p> <p>一 振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定された地域内において工場等に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置されている同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されるもの</p> <p>別表第5 振動発生施設（第8条関係）</p> <p>一（略）</p> <p>二 圧縮機及び冷凍機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>三～（略）</p>	<p>県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号） （規制基準）</p> <p>第6条 規制基準は、ばい煙発生施設において発生するばい煙、排水（污水排出施設を設置する工場等から公共用水域に排出される水をいう。以下同じ。）の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）及び騒音発生施設（工場等に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設で規則で定めるものをいう。以下同じ。）又は振動発生施設（工場等に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設で規則で定めるものをいう。以下同じ。）を設置する工場等において発生する騒音又は振動について、規則で定める。</p> <p>2～（略）</p> <p>県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年愛知県規則第87号） （騒音発生施設）</p> <p>第7条 条例第6条第1項の著しい騒音を発生する施設で規則で定めるものは、別表第4に掲げる施設とする。ただし、次に掲げる施設を除く。</p> <p>一 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された地域内において工場等に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置されている同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されるもの</p> <p>別表第4 騒音発生施設（第7条関係）</p> <p>一（略）</p> <p>二 空気圧縮機（<u>騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第1第2号の一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。</u>）及び冷凍機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>三～（略）</p> <p>（振動発生施設）</p> <p>第8条 条例第6条第1項の著しい振動を発生する施設で規則で定めるものは、別表第5に掲げる施設とする。ただし、次に掲げる施設を除く。</p> <p>一 振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定された地域内において工場等に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置されている同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されるもの</p> <p>別表第5 振動発生施設（第8条関係）</p> <p>一（略）</p> <p>二 圧縮機（<u>振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）別表第1第2号の一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。</u>）及び冷凍機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>三～（略）</p>

改正前	改正後（施行：令和4年12月1日）
<p>県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号） （相当程度の騒音又は振動に係る基準の遵守義務等）</p> <p>第25条 相当程度の騒音又は振動を発生する施設でその騒音又は振動により生活環境を損なうおそれがあるものとして規則で定めるものを設置する工場等（騒音発生施設又は振動発生施設を設置するものを除く。）を設置している者は、当該工場等において、規則で定める基準を超える騒音又は振動を発生させてはならない。</p> <p>2～ （略）</p> <p>県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年愛知県規則第87号） （相当程度の騒音又は振動を発生する施設）</p> <p>第23条 条例第25条第1項の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。ただし、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置されている同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されるもの及び振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置されている同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されるものを除く。</p> <p>一 圧縮機及び冷凍機（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>二 （略）</p>	<p>県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号） （相当程度の騒音又は振動に係る基準の遵守義務等）</p> <p>第25条 相当程度の騒音又は振動を発生する施設でその騒音又は振動により生活環境を損なうおそれがあるものとして規則で定めるものを設置する工場等（騒音発生施設又は振動発生施設を設置するものを除く。）を設置している者は、当該工場等において、規則で定める基準を超える騒音又は振動を発生させてはならない。</p> <p>2～ （略）</p> <p>県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年愛知県規則第87号） （相当程度の騒音又は振動を発生する施設）</p> <p>第23条 条例第25条第1項の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。ただし、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置されている同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されるもの及び振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置されている同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されるものを除く。</p> <p>一 圧縮機及び冷凍機（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）</p> <p>二 （略）</p>